

企業参入が加速する農業分野

<要旨>

農業分野への一般企業の参入の動きは、2009年12月の農地法改正以降加速しており、参入企業の業種にも広がりがみられる。農業が新たなビジネスとして注目を集める一方で、参入企業のうち、黒字化を達成しているのはごく一部にとどまるなど、収益の向上が課題となっている。事業を継続する上では、生産物の高品質・高付加価値化を図るほか、農業生産資材費の低減や経営規模の拡大等、生産コスト縮減に向けた更なる取り組みが不可欠である。

1. 農業をめぐる規制緩和の流れ

我が国では、農地法に謳われた「自作農主義」に基づき、農業分野への企業の参入には厳しい制限がかけられてきた。そのため、株式会社など一般法人が農業へ参入するには農地を利用しない施設型農業(養豚業、植物工場、施設園芸等)に限られ、農地利用での参入の道は閉ざされてきた。

1993年に、農地の所有権を取得できる「農業生産法人」への農業外からの出資が認められたのを皮切りに、2001年には、「農業生産法人」に、株式会社形態が認められたほか、「農業生産法人」への出資構成員に、食品加工業者やスーパーなども認められた。とはいえ、株式会社など一般の法人は、直接農地を取得することも賃貸することもできないなど、農地利用での企業参入は、極めてハードルが高いものであった。

農地利用での企業参入の道を開いたのが、2003年に始まった構造改革特区の創設である。これにより、特区内かつ市町村の定める遊休地域に限り、農地をリースする形での参入が認められ、その後、2005年9月には地域の制限が解かれ、全国的にも認められることとなった。さらに、2009年12月には、農地法の改正に至り、利用できる農地への制限(遊休地以外でも可)も緩和され、地主からも直接賃借可能となった(図表1)。

図表1 一般法人の農業分野参入にかかる主な規制緩和の流れ

実施年	内 容
1993年	農業生産法人(株式会社は不可)への農業外法人出資を認める
2001年	農業生産法人の法人形態に株式会社(譲渡制限のあるものに限る)を認める
2003年	特区内における、農業生産法人以外の一般企業による農地リース方式による参入が可能に(市町村の定める遊休地域に限る)
2005年	農地リース方式による参入が全国で可能に
2009年	農地リース方式の農地が遊休地に限らず全国で可能に(解除条件付き)

(資料) 農林水産省の資料等より三井住友信託銀行調査部作成

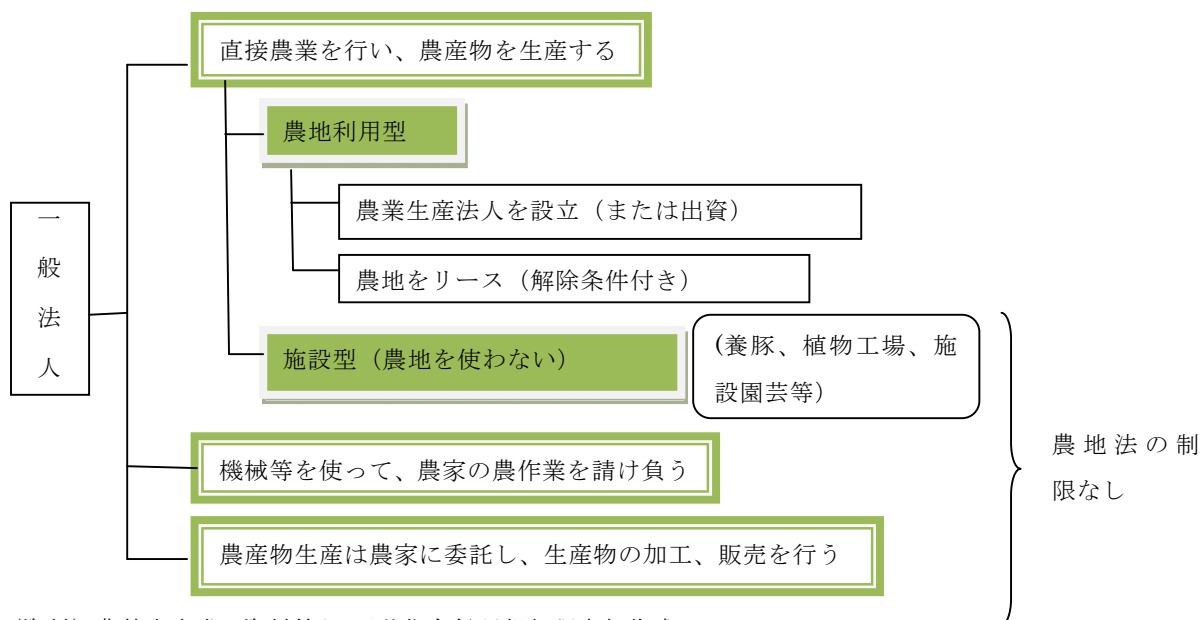
ただし、農地利用を伴う参入規制の緩和が進む一方で、農地の所有権を取得できる「農業生産法人」については、依然として参入ハードルが高い状況にある。

というのも、「農業生産法人」を設立するには、①「法人形態」(譲渡制限のある株式会社、農事組合法人、合名・合資・合同会社)、②「事業内容」(売上高の過半が農業)、③「構成員」(農業関係者が総議決権の原則として4分の3以上、農商工連携事業者の場合は2分の1)、④「役員」(役員の過半が農業の常時従事者であること)のすべての要件を満たす必要がある。

農地法改正では、それまでの一社当たり10%以下(複数社合計でも最大25%)とする出資制限が、最大25%以下(食品関連企業など農商工連携事業者の場合は50%未満)に引き上げられるなど、出資の要件は緩和されたが、上記のような法人設立時の厳しい要件はそのまま維持されている。

なお、農外一般企業が農業分野に参入する場合の参入形態の現状は図表2のようにまとめられる。

図表2 一般法人の農業参入の形態



(資料) 農林水産省の資料等より三井住友信託銀行調査部作成

2. 企業参入とその特徴

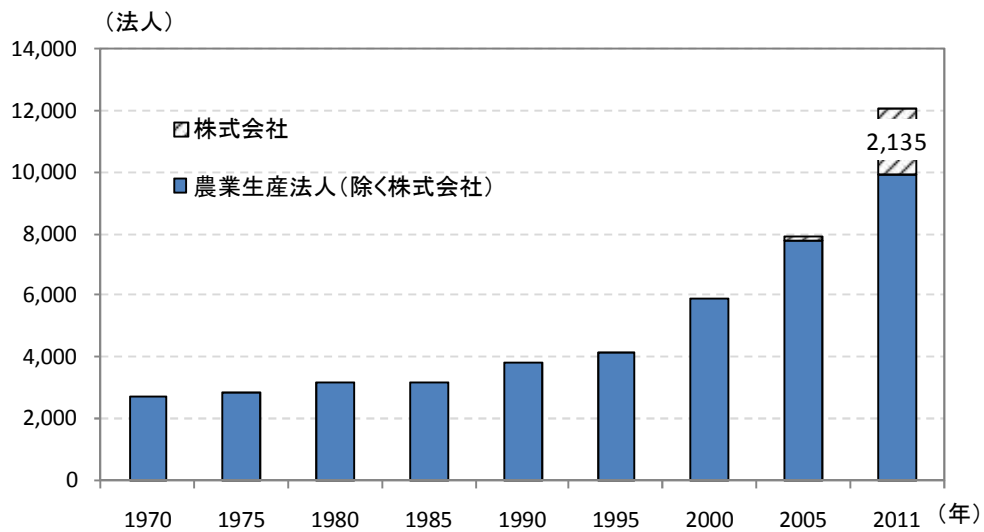
こうした農業分野への企業参入の動きのうち、企業が直接農業を行う形での参入(前掲図2上段)の動きに絞ってその特徴をみてみたい。

まず、「農地利用型」のうち、農業生産法人を設立する動きは、2011年1月1日現在、1万2,052法人と、2000年以降加速度的に増加している。このうち株式会社形態によるものは、2,135法人と、全体の2割近くを占めるまでになっている(次頁図表3)。

株式会社形態の多くは、農家そのまま法人化したものも含まれるとみられ、このうち農外一般企業からの参入がどの程度かは判然としないものの、農業生産法人に株式会社形態が認められ

て間もない2005年には全体の1.5%程度を占めるに過ぎなかったことを考えると、大幅に増加している。

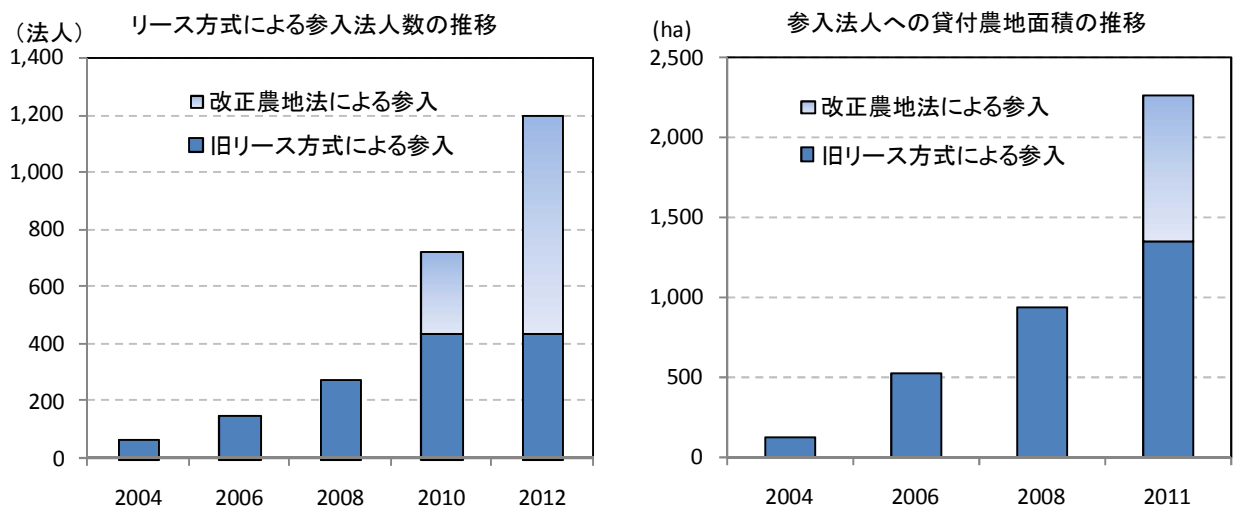
図表3 農業生産法人の推移



(資料) 農林水産省資料より三井住友信託銀行調査部作成

また、「農地利用型」のうち、農地をリースする形での参入企業数は、農地法改正以前では、2009年までの約7年間で436法人(途中で農業生産法人へ移行したものも含む)が参入した。これに対し農地法改正以降では、2012年2月末時点で763法人と、法改正2年で旧制度における参入数の倍近くに迫る勢いで増加している(図表4)。また、参入した法人への貸付農地面積も2011年3月までに、2,272ヘクタール(ha)と急増している。

図表4 リース方式による参入法人数及び貸付農地面積の推移



(注) 2004年は10月、2006年、2008年は3月、2010年は12月、2012年は2月の値。

(注) 2004年は10月、2006年、2008年は9月、2011年は3月の値。

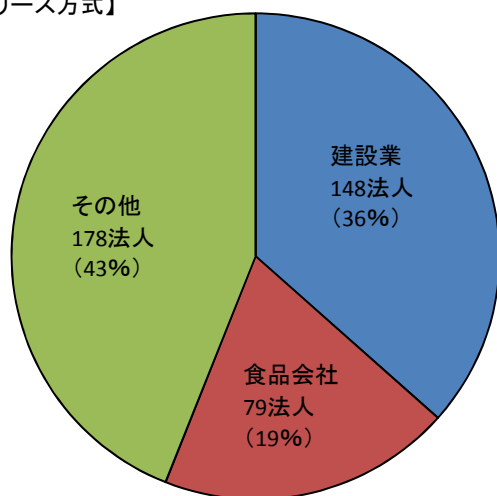
(資料) 農林水産省経営局資料より三井住友信託銀行調査部作成

具体的に、リース方式による参入企業の業種をみると、旧制度においては、建設業による参入のウェイトが高く、全体の4割近くを占めていた。対して、農地法改正以降では、最近の農業の6次産業化といった流れの中で、製造業やその他卸・小売など、参入企業の業種¹に広がりが見られる(図表5)。もっとも、営農作物別で見れば、2012年2月末参入763法人のうち、半数が「野菜」生産での参入となっているなど、営農分野にはやや偏りもみられる。

なお、ここでいう農業の6次産業化とは、農業の領域を単に作物生産(1次産業)に限定するのではなく、食品加工、製造(2次産業)、流通、環境、観光、福祉・健康(3次産業)など広く複合的なビジネスとしてとらえる取り組みのことを指し、他に農商工連携、アグリビジネス化等とも言われている流れのことである。

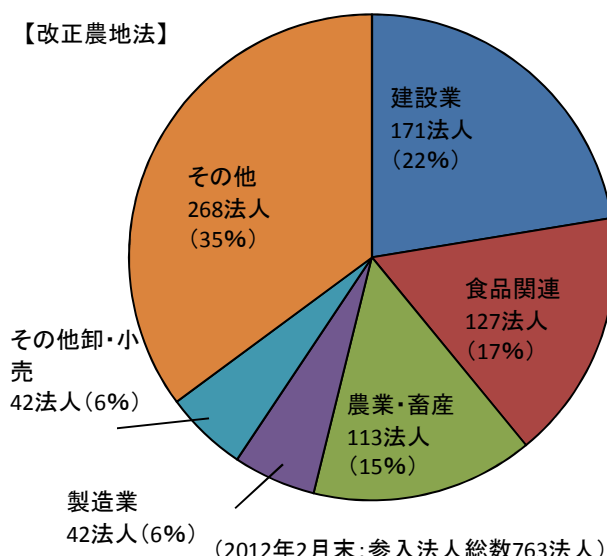
図表5 参入企業の業種別割合

【旧リース方式】



(2009年9月末:参入法人総数414法人)

【改正農地法】



(2012年2月末:参入法人総数763法人)

(注)その他にはNPO法人やサービス業(旅館など)のほか、教育、社会福祉事業等が含まれる。

(資料)農林水産省経営局資料より三井住友信託銀行調査部作成

一方、植物工場など農地を使わない「施設型」については、企業の農業参入の歴史は長く、1980年代半ば、2000年前後と2次にわたる参入ブームがあった。足元では、2008年の農商工連携促進法制定による補助金支援等もあり、第3次ブーム期を迎えている。2009年4月現在、野菜及び花き(苗を含む)を生産している植物工場施設は全国で50ヵ所程度にまで広がっている。

3. 収益向上に向けて ～事業採算が取れる生産コスト縮減の取り組みが不可欠～

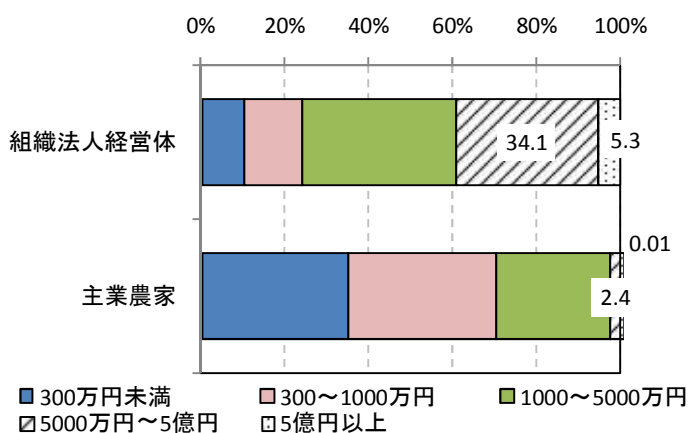
以上でみたように、企業による農業分野への参入が増加し、また、一部成功事例が大きく喧伝されることもあり、農業が新たな事業ビジネスとして注目を集めている。しかしながら、農業分野をめぐる収益環境は厳しく、収益の向上が大きな課題となっている。

¹ 新たに「農業」という分類が追加されているが、これは、従来のJA出資法人に加えて、農地法改正でJA自ら農業参入することが可能となったことによるものとみられる。

統計上、農外からの企業参入のみを抽出して試みることができないため、農林センサスを用いて、組織法人経営体²の販売規模の構成をみると(図表6)、5,000万円以上の販売規模にある経営体が4割近くを占める。同販売規模の経営体が2%程度である主業農家³の規模分布と比べると、販売規模が大きい経営体が相対的に多いといえる。にもかかわらず、その収支状況をみると(図表7)、1組織当たりでみた農業事業の営業利益(全国平均)は、赤字で推移しており、補助金等の事業外収入でなんとか利益を出しているという状況にある。

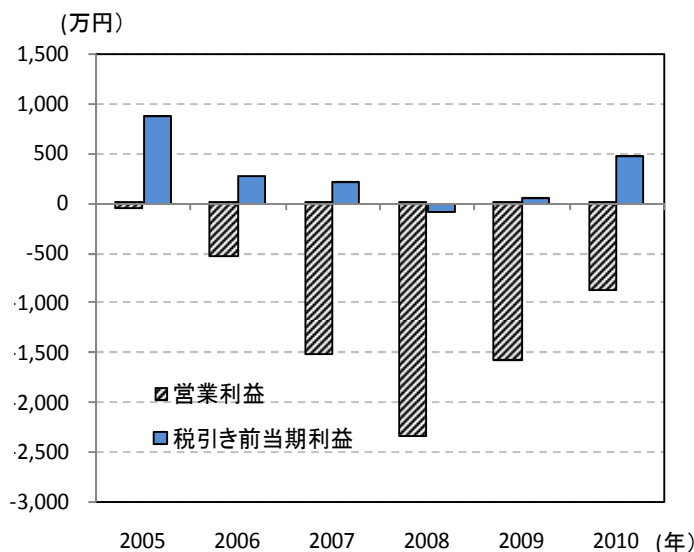
また、やや古いデータになるが、農業参入法人連絡協議会による2008年のアンケート調査によれば、農外からリース方式により農業事業へ参入した企業のうち、黒字となっているのは1割程度、収支均衡が1割で、6割超は赤字、という結果が得られている。

図表6 組織法人経営体と主業農家の販売額別分布(2010年)



(注) 経営体数には、販売実績がないものを除いている。
 (資料) 農林水産省資料より三井住友信託銀行調査部作成

図表7 組織法人経営体の経営状況(2010年)



(注) 営業利益には、農業収入以外に農業生産関連事業収入を含む。
 (資料) 農林水産省資料より三井住友信託銀行調査部作成

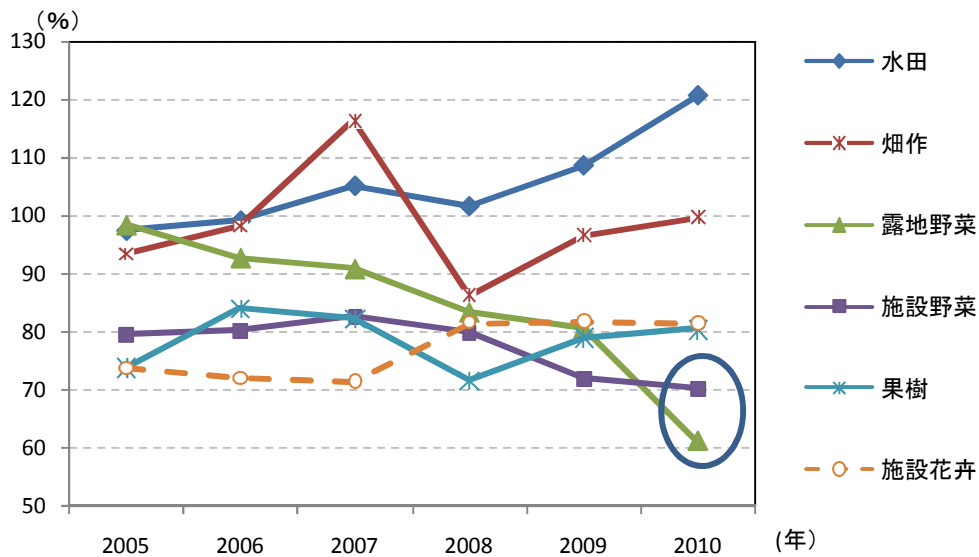
こうした収益面での厳しさの主因となっているのが、農地価格や農業生産資材など農業生産にかかる高コスト構造にある。

組織法人経営体の営農類型別に生産原価率の推移をみると(次頁図表8)、低下しているのは、露地野菜、施設野菜といった野菜のみであり、水田営農に至っては、米価格が下落していることもあり、大幅に上昇している。

² 「農林センサス」では、農業経営体(168万)は、個別経営体<農家>と組織経営体<農家以外>(3万)を合わせたもので、一般企業による参入は組織経営体に含まれる。ここでは、「農業経営統計」のベースに合わせて、組織法人経営体を、組織経営体のうち、法人格を有し、農協等各種団体、牧草地経営体、作業受託を除いたもの(約1.2万)とした。

³ 農業所得が主で、かつ65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家(2010年で43万戸)。

図表8 営農類型別生産原価率の推移(組織法人経営体)

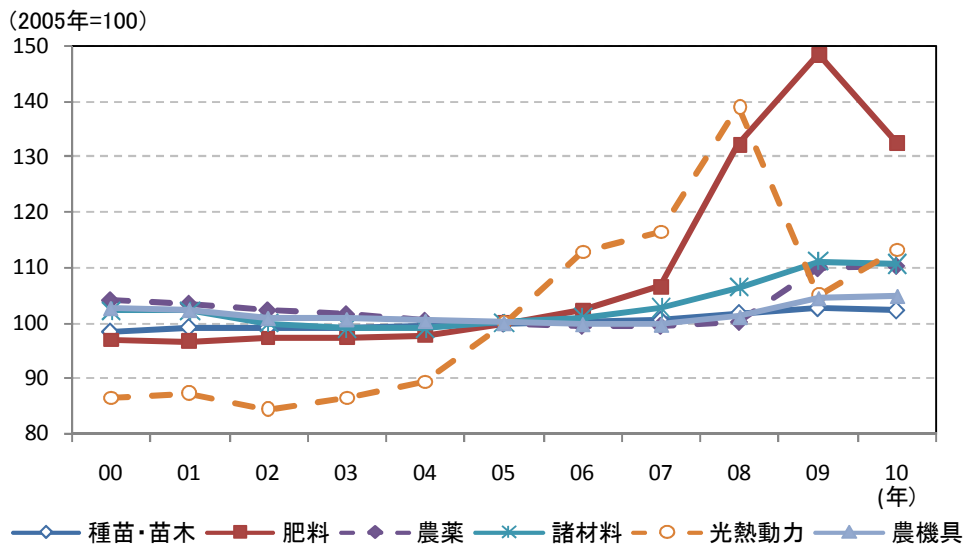


(注) 生産原価率=生産原価/農業収入

(資料) 農林水産省資料より三井住友信託銀行調査部作成

また、生産原価の一部である農業生産資材価格をみると、原油など国際商品市況の高騰の影響もあって、肥料や光熱動力の価格が大幅に上昇している(図表9)。生産資材価格は、企業努力だけでは解決しにくい部分ではあるが、低価格資材の供給や生産資材の流通合理化など、コスト削減の余地は依然大きいとみられる。

図表9 主な農業生産資材価格の推移



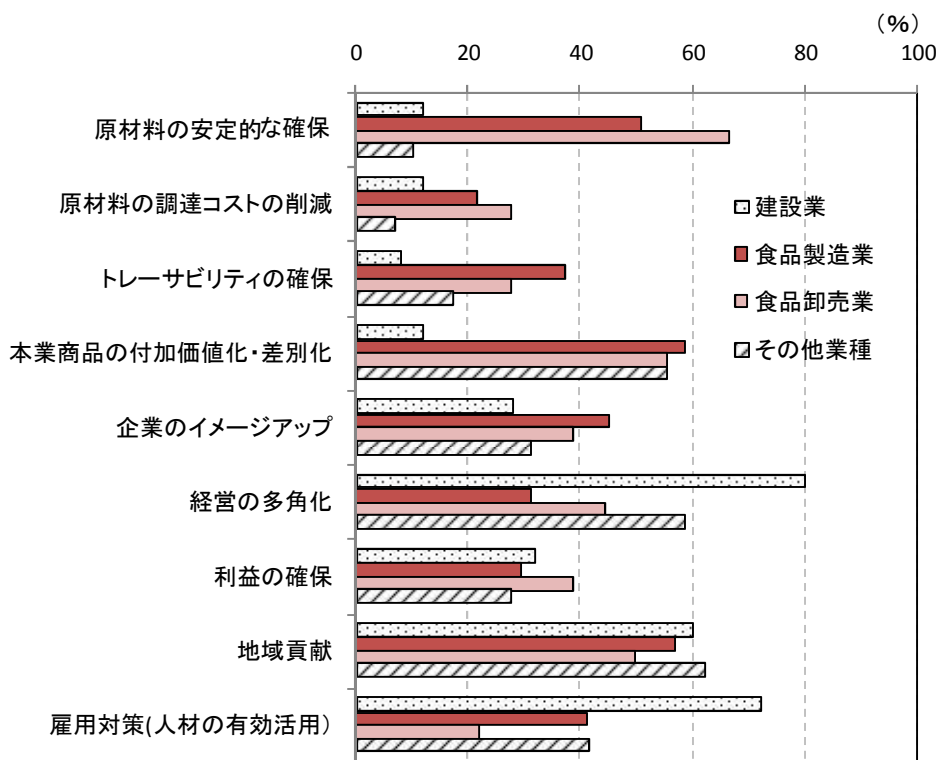
(資料) 農林水産省資料より三井住友信託銀行調査部作成

経営規模の拡大によるコスト低下ということでは、組織経営体は、農地利用のうち経営耕作面積10ha以上が5割近くを占めており、徐々にではあるが、担い手への農地の集積は進んでいるものとみられる。

しかしながら、一経営体のトータルでみた経営耕地面積自体は拡大したとしても、農地が分散し、面的な集約が進まず、スケールメリットが得られなかったり、規模の拡大とともに増える農地賃借料に見合うほどの売上の増加が図れないといった問題もある。また、旧リース方式においては、確保できる農地が耕作放棄地や条件の悪い農地である場合が多く、土壌の改善に想定以上の時間と費用が必要となり、黒字化への道筋が遠のいていた面もあろう。

企業が農業分野へ参入する目的は、業種によって様々であり、例えば、食品製造業では、利益確保というよりむしろ、「本業商品の付加価値化・差別化」や「地域貢献」、「企業のイメージアップ」といった目的の方が高くなっている(図表 10)。とはいえ、事業を続ける上では、事業採算が取れる体制を作ることが不可欠である。規模の拡大によるメリットが得られるよう、農地の転用規制強化や農地集約のための農地仲介機能を向上させるなど、コスト縮減に向けた更なる取り組みが求められよう。

図表 10 業種別農業参入目的(複数回答)



(注) その他業種は、電子部品・機械等製造業、不動産業等

(資料) 日本政策金融公庫「企業の農業参入に関する調査(23年)」より三井住友信託銀行調査部作成

(経済調査チーム 貞清 栄子 : Sadakiyo_Eiko@smtb.jp)

※本資料は作成時点で入手可能なデータに基づき経済・金融情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。